

# 心身障害者医療費公費負担制度について

## ■ 制度の目的

心身に重度の障害のある人が容易に医療を受けられるようにするため、その医療費の一部を補助することによって、健康保持と福祉の増進を図ることを目的としています。

## ■ 対象となる人

井原市内に住所のある人で、次のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳1級または2級を所持している人
- ②療育手帳Aを所持している人
- ③身体障害者手帳3級と療育手帳Bの両方を所持している人

▶ただし、本人、配偶者、扶養義務者に次の所得制限があります。

扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	1,695千円	6,387千円
1人	2,075千円	6,636千円
2人	2,455千円	6,849千円
3人以上	扶養家族が一人増えるごとに 380,000円加算します。	扶養家族が一人増えるごとに 213,000円加算します。

▶また、平成18年10月以降、65歳以上で新規に重度障害になった場合には、この制度の対象とはなりません。一定以上の障害のある人は、満65歳から後期高齢者医療保険に加入することができます。ただし、平成18年10月の制度改正前から心身障害者医療受給資格証を所持している人で、改正時既に65歳以上の人や改正時以降に65歳になる人は、引き続きこの制度の対象者です。

## ■ 受給資格証の発行に必要なもの

- 身体障害者手帳または療育手帳（両方の人は両方）
- 健康保険証
- 特定疾病療養受療証（持っている人のみ）
- その他の医療費公費負担制度受給者証（持っている人のみ）
- 対象者が加入する健康保険の被保険者の申請年の1月1日現在の住所が市外の場合、その住所地での被保険者の市町村民税課税証明書
- 対象者、配偶者及び扶養義務者の申請年の1月1日現在の住所が市外の場合、その住所地での市町村民税課税証明書
- 印鑑

## ■ 受給資格証の更新に必要なもの（上記「受給資格証の発行に必要なもの」に加えて）

- 更新前の心身障害者医療費受給資格証

お問い合わせは・・・ 井原市役所 福祉課 障害福祉係 0866-62-9518  
同 芳井支所 芳井振興課 市民福祉係 0866-72-0110  
同 美星支所 美星振興課 市民福祉係 0866-87-3112

## ■公費負担の範囲

医療保険各法等の自己負担金から一部負担金（1割）を除いた額を公費で負担します。  
ただし、世帯の所得状況に応じて、ひと月当たり的一部負担金に上限が設定されます。

世帯の所得状況	所得区分	一部負担金限度額（月額）	
		外来のみの場合	入院または外来と入院がある場合
次のいずれの区分にもあてはまらない場合	一定所得以上	44,400円	80,100円＋1％ ※
世帯員の所得額がそれぞれ145万円未満の場合	一般	12,000円	44,400円
世帯員の全てに市町村民税所得割が課されていない場合	低所得Ⅱ	2,000円	12,000円
世帯員の全てに市町村民税所得割が課されてなく、かつ、合計所得金額が0円である場合	低所得Ⅰ	1,000円	6,000円

※ 総医療費が801,000円を超えた場合には、80,100円＋（総医療費－801,000円）×1％

## ■届出の必要なとき（変更届の内容により、必要なものが異なりますのでお問い合わせください。）

- ・氏名・住所（市内転居）が変更になったとき
- ・健康保険証が変更になったとき
- ・世帯構成が変更になったとき
- ・世帯員の所得や市民税の課税の状況が変化したとき

※また、市外へ転出される場合や亡くなられた場合は、資格喪失届が必要です。

## ■受診する際の注意点

- ★医療機関（保険薬局）の窓口へ健康保険証などと一緒に「心身障害者医療費受給資格証」（黄色でハガキの大きさのもの）を提示してください。
- ★医療機関等で自己負担額を支払ったときに発行される領収書は大切に保存しておいてください。医療費給付申請の際に必要となります。
- ★複数の医療機関等で受診してひと月の自己負担限度額を超えて医療費を支払った場合には、医療費の償還給付が受けられます。医療費給付申請書に必要事項を記入のうえ、保険診療点数の入っている領収書を添付して福祉課障害者福祉係の窓口へ提出してください。
- ★自動給付申請書を提出されている方は月ごとの給付申請は必要ありません。ただし、県外受診分など、自動給付の対象とならないものは、月ごと・診療機関ごとに領収書と給付申請書の提出が必要です。